

宮城県公報

宮 城 県
発行
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則	(医療政策課)	一
○あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	三
○柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則	(同)	六
○保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則	(医療人材対策室)	一一
○特定疾患に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則	(疾病・感染症対策室)	一二
○先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則	(同)	一五
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	(子ども・家庭支援課)	一五
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一六
○療育手帳交付規則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	一六

規 則

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十五号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則(昭和五十七年宮城県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

区分	図 書		雑 誌		合 計	
	種類	冊数	種類	冊数	種類	冊数
専門科目	種	冊	種	冊	種	冊
一般教養科目						
合 計						

を

区分	図 書		雑 誌		合 計	
	種類	冊数	種類	冊数	種類	冊数
基礎分野	科学的思考の基礎	種	冊			
	人間と生活					
専門基礎分野	歯科技工と歯科医療					
	歯・口腔の構造と機能					
	歯科材料・歯科技工機器と加工技術					
	有床義歯技工学					
	歯冠修復技工学					
専門分野	矯正歯科技工学					
	小児歯科技工学					
	歯科技工実習					
合 計						

に、

「1 専門科目欄の記載は、学則の学科目順とする。」や「1 この目録には区分ごとに図書及び雑誌の冊数等を記載し、別途、書名を記載した一覧表を提出すること。」に定める。

様式第一号中「5か月前」や「6か月前」に定める。

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の歯科技工士法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の歯科技工士法施行細則の規定によるものとみなす。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十六号

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和五十七年宮城県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師学校養成施設認定規則」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則」に改める。

様式第一号中

土地面積	建物面積				㎡		
	共用部分	あん摩マッサージ指圧師養成部門	はり師・きゆう師養成部門	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師養成部門			
室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)
4 建物							
5 実習施設	実習施設の名称		面積		㎡		
所在地							

を

土地面積	㎡		建物面積	㎡
	共用部分	はり師・きゆう師養成部門		
室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	
4 建物				
名称	種別	名称	種別	
面積	最近1年間の履修を受けた者の延べ数	面積	最近1年間の履修を受けた者の延べ数	人 (人/日)
所在地		所在地		
5 実習施設	面積	種別	面積	最近1年間の履修を受けた者の延べ数
名称		名称		人 (人/日)
面積		面積		
所在地		所在地		

に

資金計画	区分	金額
7	自己資金	千円
	借入金	千円
	その他(具体的に)	千円
	合計	千円

を

7 資金計画	区 分		金額
	自 己 資 金	借 入 金	千円
			千円
		その他 (具体的に)	千円
		合 計	千円

(記入上の注意)
 「5 実習施設」欄の記載は以下の点に留意すること。
 1 「種別」欄は「附属の臨床実習施設」、「はり、きゆうを行う施術所」又は「医療機関等」の別を記載すること。
 2 「最近1年間の施術を受けた者の延べ数」欄は種別が「はり、きゆうを行う施術所」である場合のみ記載し、括弧内には施術日1日当たりの平均の人数を記載すること。
 3 「面積」欄は種別が「医療機関等」である場合は記載不要であること。

「6 その他
 学期 」

7 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則第7条第3項に規定する実習施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書

臨床実習施設承諾書
 貴養成施設の実習施設として、 年 月 日から (実習施設名) を
 使用することを承諾します。
 養成施設名 殿 臨床実習施設名
 (代表者) (代表者)
 印

「4 建 物
 楽々線」

4 建 物	土地面積		建物面積		面積	
	共用部分	あん摩マッサージ指圧師養成部門	はり師・きゆう師養成部門	あん摩マッサージ指圧師養成部門	面積 (㎡)	面積 (㎡)
	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)

5 実習施設	実習施設		所在地		面積 ㎡
	実習施設の名称	所在地	建物面積		

4 建 物	土地面積		建物面積		面積	
	共用部分	面積 (㎡)	はり師・きゆう師養成部門	面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (㎡)
	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (㎡)

5 実習施設	名称		所在地		面積 ㎡	種別	最近1年間の施設を受けた者の延べ数	最近1年間の施設を受けた者の延べ数	人 (人/日)
	名称	所在地	面積	所在地					

(記入上の注意)
 1 この欄は、変更事項 (3) の場合に記載すること。で別掲すること。
 2 「5 実習施設」欄の記載は以下の点に留意すること。
 3 「種別」欄は「附属の臨床実習施設」、「はり、きゆうを行う施術所」又は「医療機関等」の別を記載すること。
 (1) 「最近1年間の施設を受けた者の延べ数」欄は種別が「はり、きゆうを行う施術所」である場合のみ記載し、括弧内には施術日1日当たりの平均の人数を記載すること。
 (2) 「面積」欄は種別が「医療機関等」である場合は記載不要であること。
 (3) 「面積」欄は種別が「医療機関等」である場合は記載不要であること。

「7 校舎の各室の用途及び面積に係る新旧対照表、変更後の認定養成施設の周辺の地図（校舎移転の場合に限る。）並びに校舎の新配置図及び新平面図（新部分は赤で囲み表示をすること。）（変更事項（4）の場合）」

「7 実習施設を追加又は変更する場合は、追加又は変更する実習施設における実習を承諾する旨の開設者の承諾書（様式第1号に準じる。）
8 校舎の各室の用途及び面積に係る新旧対照表、変更後の認定養成施設の周辺の地図（校舎移転の場合に限る。）並びに校舎の新配置図及び新平面図（新部分は赤で囲み表示をすること。）（変更事項（4）の場合）」

「(4) 学期（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。）」

「(4) 学期（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。）
(5) 実習施設の名称、所在地、開設者の氏名（法人にあっては名称）又は概要」
「3 変更事項（4）の場合であって、入学科、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合
(1) 新設又は改定しない場合に予想される翌年度の経理計画書
(2) 新設又は改定した場合に予想される翌年度の経理計画書
(3) 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額」

「3 変更事項（4）の場合であって、入学科、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合
(1) 新設又は改定しない場合に予想される翌年度の経理計画書
(2) 新設又は改定した場合に予想される翌年度の経理計画書
(3) 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額
4 変更事項（5）の場合であって、実習施設の追加又は変更の場合は、当該実習施設における実習を承諾する旨の開設者の承諾書（様式第1号の「臨床実習施設承諾書」に準じる。）」

「2 変更事項（4）の場合であって、入学科、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合、新設又は改定しようとする日の遅くとも3か月前までに提出すること。」

「2 変更事項（4）の場合であって、入学科、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合、新設又は改定しようとする日の遅くとも3か月前までに提出すること。
3 変更事項（5）の場合であって、実習施設の追加又は変更の場合は、当該実習施設に関する次の事項を「変更後」欄に記載すること。
(1) 名称
(2) 面積（種別が「医療機関等」である場合は記載を要しない。）
(3) 所在地

「(4) 種別（「附属の臨床実習施設」、「はり、きゅうを行う施術所」又は「医療機関等」の別）
(5) 最近1年間のはり、きゅうの施術を受けた者の延べ数及び施術日1日当たりの平均人数（種別が「はり、きゅうを行う施術所」である場合のみ記載すること。）」

「6 開設の年月日」
「6 開設の年月日」
年 月 日

「6 開設の年月日」	年	月	日
「7 公開を希望しない事項（該当するものを○で囲むこと。）」	施術所の名称	開設の場所	業務の種類
			電話番号
			開設者の氏名

「3 開設者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄附行為」
「3 開設者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄附行為」
4 施術所の位置図
「2 開設者が個人の場合は、開設者の本人であることを確認するに足りる書類を持参すること。」
「2 開設者が個人の場合は、開設者の本人であることを確認するに足りる書類を持参すること。
3 県が公開する「施術所一覧」（施術所の名称・開設の場所・業務の種類・電話番号・開設者の氏名）への掲載を希望しない事項がある場合は、「7 公開を希望しない事項」の該当事項を○で囲むこと。」

「変更後」	「(3の(5)に該当する場合であって新たに業務に従事する施術者が目が見えない者である場合には、その旨も併せて記載すること。）」
「変更前」	

変更前	
変更後	(3の(5)に該当する場合であつて、新たに業務に従事する施術者が目が見えない者である場合には、その旨も併せて記載すること。)

に改める。

様式第七号中「施術所休止(廃止・再開)届出書」を「施術所休止(廃止・再開)届出書(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう)」に改める。

様式第八号及び様式第九号中「あん摩 マッサージ 指圧」を「あん摩マッサージ指圧」に改める。

様式第十号中

2 業務の種類等 (該当する欄に○印を付けること。)	あん摩	マッサージ	指圧	はり	きゅう	目が見えない者

を

2 業務の種類等 (該当する欄に○印を付けること。)	あん摩マッサージ指圧	はり	きゅう	目が見えない者

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十七号

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

柔道整復師法施行細則(昭和五十七年宮城県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。
様式第一号中

1 開設予定 (授業開始)	年 月 授業開始								
2 種類等	柔道整復師養成施設				1学年定員 名		高卒 (昼・夜) 年課程		
3 教 員	免許 の種類	氏 名	年齢	担 予 科	当 定 目	免許取得年月 (免許番号) 教員資格 (取得年月・証書番号)	本人の 承諾書 の有無	所属長の 承諾書 の有無	専任 兼任 の別
							有・無	有・無	
							有・無	有・無	
							有・無	有・無	
							有・無	有・無	
							有・無	有・無	
							有・無	有・無	
							有・無	有・無	
4 校 舎	土地面積		㎡		建物面積		㎡		
	室の名称	面 積 (㎡)	室の名称	面 積 (㎡)	室の名称	面 積 (㎡)	室の名称	面 積 (㎡)	
5 実 習 施 設	実習施設の名称				面積		㎡		
	所 在 地								
6 整備に要する 経費	区 分	整 備 方 法				金 額			
	土 地	設置者所有・寄附・買収・その他				千円			
	建 物	設置者所有・新築・買収・その他				千円			
	設 備					千円			
	合 計					千円			
7 資 金 計 画	区 分					金 額			
	自 己 資 金					千円			
	借 入 金					千円			
	その他 (具体的に)					千円			
	合 計					千円			

を

「6 学則」
 7 柔道整復師学校養成施設指定規則第3条第3項に規定する実習施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書

「標準」を盛り、「6 その他」や

貴養成施設の実習施設として、
 養成施設名 (代表者) 殿
 臨床実習施設承諾書
 年 月 日から (実習施設名) を
 年 月 日
 臨床実習施設名 (代表者) 印

改める。
 様式第二号中「(4) 校舎」を「(4) 建物」に

1 開設予定(授業開始)	年 月 授業開始							
2 種類等	柔道整復師養成施設			1 学年定員 名		高卒 年課程 (昼・夜)		
3 教 員	免許の種類	氏名	年齢	担当 科目	免許取得年月(免許番号) 教員資格(取得年月・証書番号)	本人の 承諾書 の有無	所属長の 承諾書 の有無	専任 兼任 の別
						有・無	有・無	
						有・無	有・無	
						有・無	有・無	
						有・無	有・無	
						有・無	有・無	
						有・無	有・無	
	実習調整者名							
4 建 物	土地面積		㎡		建物面積		㎡	
	室の名称	面積(㎡)	室の名称	面積(㎡)	室の名称	面積(㎡)	室の名称	面積(㎡)
5 実習施設	名 称				種 別			
	面 積				最近1年間の施術を受けた者の数		人 (人/日)	
	所在地							
	名 称				種 別			
	面 積				最近1年間の施術を受けた者の数		人 (人/日)	
	所在地							
	名 称				種 別			
	面 積				最近1年間の施術を受けた者の数		人 (人/日)	
	所在地							
6 整備に要 する経費	区 分	整備方法				金 額		
	土 地	設置者所有・寄附・買収・その他				千円		
	建 物	設置者所有・新築・買収・その他				千円		
	設 備					千円		
	合 計					千円		
7 資金計画	区 分					金 額		
	自 己 資 金					千円		
	借 入 金					千円		
	その他(具体的に)					千円		
	合 計					千円		

(記入上の注意)

「5 実習施設」欄の記載は以下の点に留意すること。

- 「種別」欄は「附属の臨床実習施設」、「柔道整復を行う施術所」又は「医療機関等」の別を記載すること。
- 「最近1年間の施術を受けた者の数」欄は種別が「柔道整復を行う施術所」である場合のみ記載し、括弧内には施術日1日当たりの平均の人数を記載すること。
- 「面積」欄は種別が「医療機関等」である場合は記載不要であること。

に
改
め、

1 変更時期	年 月 授業開始								
2 種類等	養成施設の種類	変更前定員	変更後定員	変 更 内 容					
	柔道整復師	名	名	学級定員の増, その他 ()					
3 教 員	現在の教員	免許の種類	氏 名	年齢	担 当 目	免許取得年月 (免許番号)	教員資格 (取得年月・証書番号)		
	新たに採用する教員	免許の種類	氏 名	年齢	担 予 科	当 定 目	免許取得年月 (免許番号) 教員資格 (取得年月日・証書番号)	本人の 承諾書 の有無	施設長の 承諾書 の有無
4 校 舎	土地面積	㎡			建物面積	㎡			
	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	
5 実習施設	実習施設の名称					建物面積	㎡		
	所 在 地								

を

「2 建物を増築する場合は、「4 校舎」の欄に（ ）書きで別掲すること。
 「2 建物を増築する場合は、「4 校舎」の欄に（ ）書きで別掲すること。
 3 「5 実習施設」欄の記載は以下の点に留意すること。
 (1) 「種別」欄は「附属の臨床実習施設」、「柔道整復を行う施設所」又は「医療機関等」の別を記載すること。
 (2) 「最近1年間の施術を受けた者の数」欄は種別が「柔道整復を行う施設所」である場合のみ記載し、括弧内には施術日1日当たりの平均の人数を記載すること。
 (3) 「面積」欄は種別が「医療機関等」である場合は記載不要であること。」

「7 校舎の各室の用途及び面積に係る新旧対照表、変更後の指定養成施設の周辺の地図(校舎移転の場合に限る。)並びに校舎の新配置図及び新平面図(新部分は赤で囲み表示をすること。)(変更事項(4)の場合)
 「7 実習施設を追加又は変更する場合は、追加又は変更する実習施設における実習を承諾する旨の開設者の承諾書(様式第1号に準じる。)
 8 建物の各室の用途及び面積に係る新旧対照表、変更後の指定養成施設の周辺の地図(建物移転の場合に限る。)並びに建物の新配置図及び新平面図(新部分は赤で囲み表示をすること。)(変更事項(4)の場合)」

1 変更時期	年 月 授業開始								
2 種類等	養成施設の種類		変更前定員		変更後定員		変更内容		
	柔道整復師		名		名		学級定員の増, その他()		
3 教 員	現在の教員	免許の種類	氏名	年齢	担当科目	免許取得年月(免許番号)		教員資格(取得年月・証書番号)	
	新たに採用する教員	免許の種類	氏名	年齢	担当科目	免許取得年月(免許番号) 教員資格(取得年月日・証書番号)		本人の承諾の有無	施設長の承諾の有無
4 建 物	土地面積		㎡		建物面積		㎡		
	室の名称	面積(㎡)	室の名称	面積(㎡)	室の名称	面積(㎡)	室の名称	面積(㎡)	
5 実習施設	名称	種別		最近1年間の施術を受けた者の数		人(人/日)			
	面積								
	所在地								
	名称	種別		最近1年間の施術を受けた者の数		人(人/日)			
	面積								
	所在地								

に、

樂々録(中)「(4) 学期 (修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。)」や

「(4) 学期 (修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。)

(5) 実習施設の種類、所在地、開設者の氏名(法人にあっては名称)又は概要」

「(3) 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額」や

「(3) 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額

4 変更事項(5)の場合であって、実習施設の追加又は変更の場合は、当該実習施設における実習を承諾する旨の開設者の承諾書(様式第1号の「臨床実習施設承諾書」に準じる。)

ひ

「2 変更事項(4)の場合であって、入学科、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合は、新設又は改定しようとする日の遅くとも3か月前までに提出すること。」

や

「2 変更事項(4)の場合であって、入学科、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合は、新設又は改定しようとする日の遅くとも3か月前までに提出すること。

3 変更事項(5)の場合であって、実習施設の追加又は変更の場合は、当該実習施設に関する次の事項を「変更後」欄に記載すること。

(1) 名称

(2) 面積(種別が「医療機関等」である場合は記載を要しない。)

(3) 所在地

(4) 種別(附属の臨床実習施設)、「柔道整備を行う施設」又は「医療機関等」の別を記載すること。

(5) 最近1年間の柔道整備の施設を受けた者の延べ数及び施設日1日当たりの平均人数(種別が「柔道整備を行う施設」である場合のみ記載すること。)

ひ

樂々録(中)「施設所開設届出書」や「施設所開設届出書(柔道整備)」

5	開設の年月日	年	月	日
---	--------	---	---	---

を

5	開設の年月日	年	月	日
---	--------	---	---	---

6	公開を希望しない事項(該当するものを○で囲むこと。)	施設所の名称	開設の場所	電話番号	開設者の氏名
---	----------------------------	--------	-------	------	--------

ひ

「3 開設者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄附行為」

「3 開設者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄附行為」

4 施設所の位置図

「2 開設者が個人の場合は、開設者の本人であることを確認するに足りる書類を持参すること。」

や

「2 開設者が個人の場合は、開設者の本人であることを確認するに足りる書類を持参すること。

3 県が公開する「施設所一覧」(施設所の名称・開設の場所・電話番号・開設者の氏名)への提携を希望しない事項がある場合は、「6 公開を希望しない事項」の該当事項を○で囲むこと。」

ひ

樂々録(中)「施設所開設届出事項変更届出書」や「施設所開設届出事項変更届出書(柔道整備)」

変更後	変更前
変更前	変更後

変更後	変更前
変更前	変更後

樂々録(中)「施設所休止(廃止・再開)届出書」や「施設所休止(廃止・再開)届出書(柔道整備)」

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の柔道整備師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の柔道整備師法施行細則の規定によるものとみなす。

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県規則第三十八号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則(昭和三十六年宮城県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第一条の三第二項第一号」の下に「から第三号まで」を加え、同条第二項中「第一条の三第二項第三号」を「第一条の三第二項第五号」に、「一ヶ月」を「一箇月」に改める。

第六条第三項中「前二項」を「前項」に改める。

「4 変更の事由」を「4 変更の事由」に改める。
 様式第二号中「4 変更の事由」を「5 旧姓併記希望の有無」に改める。
 有(旧姓：)・ 無」

様式第七号中「氏名」を「氏名(旧姓：)」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
 (経過措置)

- 2 改正前の保健師助産師看護師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の保健師助産師看護師法施行細則の規定によるものとみなす。

特定疾患に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十九号

特定疾患に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

特定疾患に係る医療費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「知事が別に定める」を「次に掲げるとおりとする」に改め、同条に次の各号を加える。

一 スモン

二 難治性の肝炎のうち劇症肝炎

三 重症急性膵炎

四 プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)

五 重症多形滲出性紅斑(急性期)

第三条中「若しくは介護予防居宅療養管理指導」を「介護予防居宅療養管理指導若しくは介護医療院サービス」に改める。

第四条第二項中「(第五項に規定する者を除く。)」を削り、同条第三項第一号中「と生計を一にする者(以下この項において「生計同一者」という。)」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「、第四項又は第五項に規定する申請」を「の申請書の提出」に改め、「第二項に規定する申請をした者に対しては特定疾患医療受

給者証(一般患者用)(様式第四号)を、第四項又は第五項の申請をした者に対しては「及び「重症患者用」を削り、「様式第五号」の下に「(以下「受給者証」という。)」を加え、同項を同条第四項とする。

第五条の二を削る。

第六条中「又は軽快者」を削る。

第七条中「第四条第七項の特定疾患医療受給者証(一般患者用)若しくは」を削り、「特定疾患医療受給者証(重症患者用)」を「受給者証」に改め、「(以下「受給者証」と総称する。)」又は第五条の二第一項の登録者証」及び「(登録者)」を削る。

第八条第一項中「又は軽快者」及び「又は登録者証」を削り、同条第二項中「又は軽快者」、「又は登録者証」及び「(登録者)」を削る。

第九条第一項中「又は軽快者」及び「又は登録者証」を削り、同条第二項中「又は軽快者」及び「(登録者)」を削り、同条第三項中「(登録者)」、「又は登録者証」及び「又は軽快者」を削る。

第十一条第一項中「又は当該受給者の生計中心者(以下この条において「受給者等」という。)」を削り、「受給者等に」を「受給者に」に改め、同条第二項中「前項」を「前項ただし書」に、「受給者等」を「受給者」に改める。

第十二条中「又は軽快者」を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第4条関係)

申請区分	新規	継続	再申請	※該当区分に○印をしてください。
受給者番号	(新規の方は記入しないでください。)			
特定疾患医療受給者証交付申請書				

病名	フリガナ			性別			
	氏名						
患者(受給者)	生年月日	年	月	日	満	歳	男・女
住所	(〒 宮城県)		(電話	- -)			

今回の申請患者以外に既に同一生計内
特定疾患受給者証の交付を受けている (氏名:) 受給者番号:)

保 険 種 別	全国健保・船員・組合・共済・後期高齢・国保(一般・退職・組合)		
	被 保 険 者 等	本人・家族・国保一般	
被保険者証発行機関			
医 療 機 関	保 険 者 番 号	記号・番号	
	1 名称 (所在地:)	市・町・村	電話:)
	2 名称 (所在地:)	市・町・村	電話:)
	3 名称 (所在地:)	市・町・村	電話:)
	4 名称 (所在地:)	市・町・村	電話:)
	5 名称 (所在地:)	市・町・村	電話:)
6 名称 (所在地:)	市・町・村	電話:)	

私は、提出した臨床調査個人票が厚生労働科学研究において、個人情報保護のもと疾患研究の基礎資料として使用(詳細については、裏面のとおりに)されることを同意した上で、上記のとおり特定疾患医療受給者証の交付を申請します。

宮城県知事

殿

申請者氏名

(患者(受給者))

年 月 日

印

(裏面)

〈同意について〉
 特定疾患治療研究事業は、重症で希少な特定疾患の研究を推進するため、患者の方の治療に係る医療費の自己負担分を公費で補助する制度です。
 本申請書に添付された臨床調査個人票は、厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の研究班において、当該疾患の研究のための基礎資料として使用されますので、このことに同意された上で、特定疾患医療受給者証の交付申請を行ってください。
 また、臨床調査個人票の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。
 なお、この同意は、添付された臨床調査個人票を疾患研究の基礎資料として活用することに対する同意であり、臨床調査研究分野の研究班で行われる臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、同意を得ることとされています。

様式第二号から様式第四号まで 削除

様式第五号(表)中「(重症患者用)」や「回診式(兼)中「特定疾患班」や「難病対策班」は「左記取扱」を要する。

様式第五号の「」を要する。

様式第六号中「(登録者)」及び「(軽快者)」を要する。

受給者番号 (登録者番号)		※重症患者認定 有・無
------------------	--	-------------

受給者番号		
-------	--	--

〔注〕 1 返納する受給者証及び登録者証を必ず添付してください。

2 登録者証の返還の場合は、※印の欄への記入は不要です。〕

〔注〕 返納する受給者証を必ず添付してください。〕

受給者番号 (登録者番号)		※重症患者認定 有・無
------------------	--	-------------

受給者番号		
-------	--	--

〔(軽快者氏名)〕及び〔注〕登録者証に係る変更申請の場合は、※印の欄への記入は不要です。〕を要する。

様式第八号中	重症患者認定 有・無	
--------	------------	--

様式第九号中「(登録者)」及び「(軽快者)」を要する。

受給者番号 (登録者番号)		※重症患者認定 有・無
------------------	--	-------------

受給者番号		
-------	--	--

〔注〕 1 受給者証を破り、又は汚した場合には、当該受給者証及び登録者証を添付してください。

2 登録者証に係る再交付申請の場合は、※印の欄への記入は不要です。〕

〔注〕 受給者証を破り、又は汚した場合には、当該受給者証を添付してください。〕

様式第十号中 「受給者 住所 氏名」

受給者 住所 氏名

個人番号	
------	--

医療機関名	受診券の有効期間	重症・一般
	年 月 日から 年 月 日まで	1重症 2一般
	年 月 日から 年 月 日まで	1重症 2一般

医療機関名	受診券の有効期間
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで

重症申請をしてから交付されるまでの間、一般患者として支払ったため	
その他(理由)	

その他(理由)	
---------	--

〔2 高額療養費の対象となった場合又は特定疾病の対象となっている場合には、それを証明する書類を添付してください。〕

3 重症・一般のどちらかに○をしてください。

4 療養費請求の理由に○をしてください。その他の場合には、理由を記載してください。〕

- 「2 高額療養費支給明細書を添付するか、個人番号を記載してください。」
- 3 療養費請求の理由に○をしてください。その他の場合には、理由を記載してください。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の特定疾患に係る医療費用交付規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の特定疾患に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十号

先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「若しくは介護予防居宅療養管理指導」を「介護予防居宅療養管理指導若しくは介護医療院サービス」に改める。

様式第六号中

「	受給者番号								受給者氏名		」
---	-------	--	--	--	--	--	--	--	-------	--	---

を

「	受給者氏名								受給者番号		」
」	個人番号										」

ハ「(注) 1 ※欄は記入しないでください。2 領収書を必ず添付してください。」を

「(注) 1 ※欄は記入しないでください。2 領収書を必ず添付してください。」とする。

3 高額療養費支給明細書を添付するか、個人番号を記載してください。」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十一号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和五十九年宮城県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「第6条の2第1項」を「第6条の3第1項」とし、「第24項、第41条の2」を「第25項、第41条の2」とし、「第5項、第6項及び第24項」を「第5項及び第6項」とし、「第17条第1項」を「第6条第1項」とし、「同法第31条の7第1項」を「同法第2項」とし、「男子で」を「で」であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき、並びに同法中「第8条を備えること」「第10条を備えること」「第12条を備えること」「第15条の次に次に」を加ふる。

6 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、その者の前年（1月から6月までの間の利用においては前々年）の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号に掲げる額を超えない場合にあつては所得がないものとして取り扱い、その者の前年（1月から6月までの間の利用においては前々年）の合計所得金額が同号に掲げる額以上である場合にあつては、1の所得割の額の計算において、前年（1月から6月までの間の利用においては前々年）の合計所得金額から、(1)又は(3)に該当するときは26万円、(2)に該当するときは30万円を控除するものとし、2の所得割の額の計算において、前年（1月から6月までの間の利用においては前々年）の合計所得金額から、(1)又は(3)に該当するときは27万円、(2)に該当するときは35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他の者と生計を一にする子（前年（1月から6月までの間の利用においては前々年）の合計所得金額が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年（1月から6月までの間の利用においては前々年）の合計所得金額が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子（前年（1月から6月までの間の利用においては前々年）の合計所得金額が基礎控除額以下である子）を有し、前年（1月から6月までの間の利用においては前々年）の合計所得金額が500万円以下であるもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の児童福祉法施行細則の規定は、平成三十年七月分の費用の徴収額から適用し、同年六月分までの費用の徴収額については、なお従前の例による。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十二号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第二十五条第一項中「母子支援施設」を「母子生活支援施設」に、「の学部で」を「短期大学を除く。)において」に改める。

第二十七条第一項第一号中「者」の下に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第三十九条第一号及び第四十五条第一号において同じ。)」を加える。

第三十九条第五号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同条第六号イ中「者」の下に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

第四十三条第二項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第四十五条第四号中「の学部で」を「(短期大学を除く。 次号において同じ。)において」に改め、同条第五号中「の学部で」を「において」に改め、同条第九号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第五十条第十項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第七十一条第二項及び第七十七条第二項中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。 以下この項において同じ。)において」に、「学部で、心理学

に」を「において、心理学に」に改める。

第七十九条第三号中「者」の下に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同条第四号中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。 以下この号において同じ。)において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学において」に改め、同条第八号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第十項中「(昭和二十四年法律第四百十七号)」を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

療育手帳交付規則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十三号

療育手帳交付規則の一部を改正する規則

療育手帳交付規則(平成十二年宮城県規則第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「であつて、仙台市長又は他の都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(仙台市を除く。)の長を含む。)から療育手帳の交付を受けていないもの」を削る。

第四条第二項を削り、同条第三項ただし書を削り、同項を同条第二項とする。

第六条中「(第四条第二項の規定により仙台市長が交付した療育手帳の写しを提出した者にあつては、当該写しの内容)」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(仙台市等からの転入者に係る特例)

第六条の二 第四条第一項の規定による申請をした者が、仙台市又は他の都道府県から県内の市町村に転入したものである場合であつて、療育手帳に相当するものとして知事が認めるもの(以下「相当手帳」という。)の交付を受けているときは、当該申請に併せて、当該相当手帳を提出することができる。

2 前三条の規定にかかわらず、前項の規定により相当手帳を提出したときは、当該申請から前条の規定による交付又は却下の通知までの間、同条の規定による交付の決定があつたものとみなす。この場合において、当該相当手帳は、同条の規定により交付された療育手帳とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の第四条第二項により仙台市長が交付した療育手帳の写しを提出した者からの申請については、なお従前の例による。